

「(仮称) 札幌市再犯防止推進計画」新旧対照表

頁	現 行	頁	変 更 後
12	再犯の防止に関する市民の意識調査を行うため、 <u>令和4年(2022年)10月4日～10月12日</u> にインターネットアンケートを実施しました。	12	再犯の防止に関する市民の意識調査を行うため、インターネットアンケートを実施しました。 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p><インターネットアンケートの概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法：調査会社の登録モニターにメールを配信し、Webシステムで回答を回収 ・ 調査対象：15歳以上の札幌市民 ・ 調査期間：令和5年(2023年)7月11日～7月21日 ・ 回答数：480件(回答数到達まで調査継続) <p>【内訳】性別(男性：240人、女性：240人)</p> <p style="text-align: center;">年齢(30代以下：120人、40代：120人、50代：120人、60代以上：120人)</p> </div> <p>(以下、インターネットアンケートの結果を最新の数値に差替え)</p>
17	<p><再犯の防止に関する市民意識調査の状況に見る札幌市の課題></p> <p>市民による再犯防止の取組について、犯罪をした人等への継続的な助言や援助といった立ち直りに実際に協力したことがある市民の割合はごくわずかであり、関係用語の認知度も低く、関わりが希薄であることから、市民にとって再犯防止の取組が身近に感じられるような周知が必要となります。</p> <p>意識の面では、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人は約3割に留まっており、犯罪をした人等を孤立させることなく、再び社会の一員に受け入れる環境をつくるために、再犯防止に向けた意識を高めていくことが重要です。</p> <p>立ち直りに協力したいと思わない理由として、犯罪をした人等との接し方<u>や協力の方法</u>がわからないといった回答や、関わりを持ちたくないといった回答が多いことから、市民の意識を高めるためには、再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することについて、市民の理解を進めることが必要となります。</p>	17	<p><再犯の防止に関する市民意識調査の状況に見る札幌市の課題></p> <p>市民による再犯防止の取組について、犯罪をした人等への継続的な助言や援助といった立ち直りに実際に協力したことがある市民の割合はごくわずかであり、関係用語の認知度も低く、関わりが希薄であることから、市民にとって再犯防止の取組が身近に感じられるような周知が必要となります。</p> <p>意識の面では、犯罪をした人等の立ち直りに協力したいと思う人は約3割に留まっており、犯罪をした人等を孤立させることなく、再び社会の一員に受け入れる環境をつくるために、再犯防止に向けた意識を高めていくことが重要です。</p> <p>立ち直りに協力したいと思わない理由として、犯罪をした人等との接し方がわからないといった回答や、関わりを持ちたくないといった回答が多いことから、市民の意識を高めるためには、再犯防止や犯罪をした人等への社会復帰を支援することが、犯罪のない安全で安心なまちづくりの実現に寄与することについて、市民の理解を進めることが必要となります。</p>

頁	現 行	頁	変 更 後																																
19	<p data-bbox="235 231 795 255">< 成果指標・目標値及び特に関連の深い重点項目 ></p> <table border="1" data-bbox="235 263 1142 590"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 263 510 343">成果指標</th> <th colspan="2" data-bbox="510 263 761 343">計画策定時の数値</th> <th colspan="2" data-bbox="761 263 1012 343">目標値</th> <th data-bbox="1012 263 1142 343">特に関連の深い重点項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 343 510 590">「犯罪をした人（非行のある少年を含む）の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合（市民アンケート）</td> <td data-bbox="510 343 660 590">令和4年度</td> <td data-bbox="660 343 761 590">32.7%</td> <td data-bbox="761 343 911 590">令和10年度</td> <td data-bbox="911 343 1012 590">50.0%以上</td> <td data-bbox="1012 343 1142 590">(7)</td> </tr> </tbody> </table>	成果指標	計画策定時の数値		目標値		特に関連の深い重点項目	「犯罪をした人（非行のある少年を含む）の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合（市民アンケート）	令和4年度	32.7%	令和10年度	50.0%以上	(7)	19	<p data-bbox="1218 231 1778 255">< 成果指標・目標値及び特に関連の深い重点項目 ></p> <table border="1" data-bbox="1218 263 2128 590"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 263 1494 343">成果指標</th> <th colspan="2" data-bbox="1494 263 1744 343">計画策定時の数値</th> <th colspan="2" data-bbox="1744 263 1995 343">目標値</th> <th data-bbox="1995 263 2128 343">特に関連の深い重点項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 343 1494 590">犯罪をした人等に立ち直りに協力したいと思う又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合（市民アンケート）</td> <td data-bbox="1494 343 1644 590">令和5年度</td> <td data-bbox="1644 343 1744 590">27.7%</td> <td data-bbox="1744 343 1895 590">令和10年度</td> <td data-bbox="1895 343 1995 590">50.0%以上</td> <td data-bbox="1995 343 2128 590">(7)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1218 662 1624 686">< 参考指標及び関連のある重点項目 ></p> <table border="1" data-bbox="1218 694 2128 877"> <thead> <tr> <th data-bbox="1218 694 1744 774">参考指標</th> <th colspan="2" data-bbox="1744 694 1995 774">計画策定時の数値</th> <th data-bbox="1995 694 2128 774">特に関連の深い重点項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1218 774 1744 877">矯正施設等と保護観察所との連携による出口支援[※] ¹⁵を実施した人の数</td> <td data-bbox="1744 774 1895 877">令和●年</td> <td data-bbox="1895 774 1995 877">●人</td> <td data-bbox="1995 774 2128 877">(2)</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1218 885 1982 917">(以下、「24 地域生活定着支援センター」まで注釈番号を繰り下げ)</p>	成果指標	計画策定時の数値		目標値		特に関連の深い重点項目	犯罪をした人等に立ち直りに協力したいと思う又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合（市民アンケート）	令和5年度	27.7%	令和10年度	50.0%以上	(7)	参考指標	計画策定時の数値		特に関連の深い重点項目	矯正施設等と保護観察所との連携による出口支援 [※] ¹⁵ を実施した人の数	令和●年	●人	(2)
成果指標	計画策定時の数値		目標値		特に関連の深い重点項目																														
「犯罪をした人（非行のある少年を含む）の立ち直りに協力したいと思う」と答えた人の割合（市民アンケート）	令和4年度	32.7%	令和10年度	50.0%以上	(7)																														
成果指標	計画策定時の数値		目標値		特に関連の深い重点項目																														
犯罪をした人等に立ち直りに協力したいと思う又は「どちらかといえば思う」と答えた人の割合（市民アンケート）	令和5年度	27.7%	令和10年度	50.0%以上	(7)																														
参考指標	計画策定時の数値		特に関連の深い重点項目																																
矯正施設等と保護観察所との連携による出口支援 [※] ¹⁵ を実施した人の数	令和●年	●人	(2)																																
32	<p data-bbox="235 1005 593 1029">※24 地域生活定着支援センター</p> <p data-bbox="235 1045 1142 1316">61 高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度（2009年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は、地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。</p>	33	<p data-bbox="1218 1005 1579 1029">※25 地域生活定着支援センター</p> <p data-bbox="1218 1045 2128 1364">69 高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする犯罪をした人等に対し、矯正施設、保護観察所及び地域の福祉等の関係機関等と連携・協働しつつ、身体の拘束中から釈放後まで一貫した相談支援を実施し、社会復帰及び地域生活への定着を支援するための機関。平成21年度（2009年度）に厚生労働省によって「地域生活定着支援事業（現在は、地域生活定着促進事業）」として事業化され、原則として各都道府県に1か所設置されている。<u>なお、北海道には、札幌市と釧路町の2か所に設置されている。</u></p>																																

頁	現 行	頁	変 更 後
33	<p>札幌市の取組</p> <p>17 障がい者相談支援事業<継続></p> <p>障がいのある人が地域で暮らし、社会参加していくため、障がい者相談支援事業所は、障がいのある人やその親族の方等からのあらゆる相談に応じ、サービス調整や関係機関との連携、地域づくり等のほか、単身で障がいのある人の住宅入居、入居後の定着支援を実施します。</p>	34	<p>札幌市の取組</p> <p>17 障がい者相談支援事業<継続></p> <p>障がいのある人が地域で暮らし、社会参加していくため、障がい者相談支援事業所は、障がいのある人やその家族等からのあらゆる相談に応じ、サービス調整や関係機関との連携、障がい福祉事業所及び医療機関情報の提供、地域づくり等のほか、単身で障がいのある人の住宅入居、入居後の定着支援を実施します</p>
41	<p>3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組</p> <p>札幌市の取組</p> <p>31 若者の社会的自立促進（まなぷらっと）<継続></p> <p>札幌市若者支援施設（Youth+）において、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学等を目的に学習相談及び学習支援を実施します。</p>	43	<p>3 学校等と連携した修学支援の実施等のための取組</p> <p>札幌市の取組</p> <p>33 若者の社会的自立促進（まなぷらっと）<継続></p> <p>札幌市若者支援施設（Youth+）において、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学校をはじめとする関係機関と連携し、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学等を目的に学習相談及び学習支援を実施します。</p>
43	<p>4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組</p> <p>札幌市の取組</p> <p>32 若者支援施設の運営<継続></p> <p>ニート、引きこもり、ヤングケアラー等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の社会的自立を支援するため、札幌市若者支援施設（Youth+）において、総合相談、社会参加の促進、若者の居場所づくり、支援機関・団体との連携強化、ネットワークづくりを実施します。</p>	45	<p>4 様々な困難に応じた効果的な支援の実施等のための取組</p> <p>札幌市の取組</p> <p>34 若者支援施設の運営<継続></p> <p>ニート、引きこもり、ヤングケアラー等の社会生活を円滑に営む上で困難を有する若者の社会的自立を総合的に支援するため、札幌市若者支援施設（Youth+）において、総合相談、社会参加の促進、様々な困難を抱える若者の居場所づくり、支援機関・団体との連携強化、ネットワークづくりを実施します。</p>

頁	現 行	頁	変 更 後
44	<p><u>札幌市の取組</u></p> <p><u>イ 女性の抱える問題に応じた支援等</u></p>	45	<p><u>札幌市の取組</u></p> <p><u>35 【再掲】若者の社会的自立促進（まなぷらっと）＜継続＞</u></p> <p><u>札幌市若者支援施設（Youth+）において、高校中退者や中学校卒業後、高校に進学していない者、高校に在籍しているものの通学が途絶えている者を対象に、学校をはじめとする関係機関と連携し、学習支援団体等の地域資源を活用しながら、高卒認定試験の合格や高校への再入学等を目的に学習相談及び学習支援を実施します。</u></p> <p>47</p> <p><u>札幌市の取組</u></p> <p><u>イ 困難を抱える女性やDV・虐待等に悩む人への支援等</u></p> <p><u>41 虐待の予防・早期発見に向けた支援＜継続＞</u></p> <p><u>児童虐待を受けている子どもをはじめとする要保護・要支援児童、出産前から支援を要する特定妊婦等を早期発見、早期支援するために、各区に要保護児童対策地域協議会を設置し、関係機関と連携して子どもと家庭の支援を実施します。</u></p> <p><u>また、子育てに悩む保護者に対して「体罰によらない子育ての方法」等について学ぶ機会を提供します。</u></p> <p>(以下、取組番号を繰り下げ)</p> <p>47</p> <p><u>42 児童虐待防止に向けた啓発と相談窓口の周知＜継続＞</u></p> <p><u>毎年11月の児童虐待防止推進月間における各種普及啓発活動のほか、児童虐待発生予防に向け、虐待が疑われる子どもを発見した方が児童虐待通告等を適切に行えるようにオレンジリボン地域協力員養成の研修会や出前講座等を実施し、児童虐待防止に向けた機運を高めます。</u></p> <p><u>併せて、適切な通告や相談につながるよう、全国で設置している児童相談所全国共通ダイヤル（189）や、札幌市で設置する子ども安心ホットライン、令和</u></p>

頁	現 行	頁	変 更 後
45	<p>札幌市の取組</p> <p><u>40</u> 生活保護制度<継続></p> <p>経済的に困窮している人の最低生活の保障と自立の助長のため、各区保護課では、困窮の程度に応じて生活を保障するだけでなく、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援を実施します。</p>	48	<p><u>5年5月から開始した親子のための相談LINEの周知に努めます。</u></p> <p>(以下、取組番号を繰り下げ)</p> <p>札幌市の取組</p> <p><u>46</u> 生活保護制度<継続></p> <p>経済的に困窮している人の最低生活の保障と自立の助長のため、各区保護課では、困窮の程度に応じて生活を保障するだけでなく、関係機関等と連携しながら、自立に向けた支援を実施します。<u>また、札幌市内に4か所ある救護施設^{※36}では、障がいの種別や年齢を問わず、複合的な障がいを抱えている方などを受け入れ、自立に向けた多様な支援を実施します。</u></p>
51	<p>6 国・民間団体等との連携強化等のための取組</p> <p>現状と課題を踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 再犯を防止するためには、犯罪をした人等が抱えている課題の解消に向けて、国、地方公共団体、民間団体等が連携を強化し、協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要です。 国では、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は地方公共団体が主体となって進めていくことが必要です。 一方で、地方公共団体は、<u>犯罪や非行をした人等</u>が抱える様々な課題を踏まえた 	52	<p>6 国・民間団体等との連携強化等のための取組</p> <p>現状と課題を踏まえた対応方針</p> <ul style="list-style-type: none"> 再犯を防止するためには、犯罪をした人等が抱えている課題の解消に向けて、国、地方公共団体、民間団体等が連携を強化し、協働して再犯の防止等に関する施策を進めていくことが重要です。 国では、各種の社会復帰支援のための取組を実施してきましたが、その範囲は原則として刑事司法手続の中に限られるため、刑事司法手続を離れた人に対する支援は地方公共団体が主体となって進めていくことが必要です。 一方で、地方公共団体は、<u>犯罪をした人等</u>が抱える様々な課題に<u>応じた</u>支援のノ

頁	現 行	頁	変 更 後
	<p>対応といった支援のノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報収集が容易でないなどの課題があります。</p>		<p>ノウハウや知見が十分でないこと、支援を必要としている対象者に関する情報収集が容易でないなどの課題があります。</p> <p>・ <u>こうした状況を受け、保護観察所、法務少年支援センター（少年鑑別所）といった国の機関では、再犯の防止等に関する専門的知識を活用し、刑執行終了者等からの相談に応じるほか、地域住民や地方公共団体を始めとする関係機関等からの相談に応じて、必要な情報提供や助言を行うなどの地域援助の取組を推進しています。</u></p>
54	<p>札幌市の取組</p> <p>50 「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発<継続></p> <p>犯罪や非行の防止と<u>犯罪や非行をした人たち</u>の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、<u>毎年7月に実施される</u>「社会を明るくする運動」の広報・啓発等を実施します。</p>	56	<p>札幌市の取組</p> <p>56 「社会を明るくする運動」に関する広報・啓発<継続></p> <p>犯罪や非行の防止と<u>犯罪をした人等</u>の更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くため、「社会を明るくする運動」の広報・啓発等を実施します。</p>
55	<p>札幌市の取組</p> <p>53 <u>再犯防止支援策に関するホームページの開設<新規></u></p> <p><u>札幌市のみならず、北海道、国、民間支援団体が行っている再犯防止関係事業を総覧できるホームページを制作し、様々な課題を抱える対象者の社会復帰を支援します。</u></p>	57	<p>札幌市の取組</p> <p>59 <u>ホームページを活用した再犯防止支援策に関する情報発信<新規></u></p> <p><u>札幌市公式ホームページ上に、国や北海道、民間支援団体などが実施している再犯の防止等に関する取組を総覧できるページを公開し、様々な課題を抱える犯罪をした人等の社会復帰を支援します。</u></p>